

令和7年度都立高校等における各種支援制度のお知らせ

東京都教育委員会では、都立高等学校等に通う生徒に対して、様々な支援制度を実施しています。

主な支援制度について、以下のとおりご紹介します。

各支援制度の適用を受けるためには、必ず申請を行った上で、所得等に係る審査を受ける必要がありますので、以下に示す各制度の概要を確認の上、該当する制度については漏れなくお手続きください。

授業料に対する支援制度

国の制度

高等学校等就学支援金

一定の所得要件等を満たす世帯に対して、授業料を国が支援する制度です。

対象世帯	年収約910万円未満の世帯
支援内容	授業料が無料になります。
申請方法	オンライン申請 + 必要書類の提出
備考	<ul style="list-style-type: none">・ 国が保護者に代わり授業料を学校に支払います。保護者が直接お金を受け取るものではありません。・ 支給期間の上限は、全日制課程は36月、定時制・通信制課程は48月となります。

詳しくは、「令和7年度高等学校等就学支援金支給手続のお知らせ」のリーフレットをご確認ください。

都の制度

授業料免除制度

上記の就学支援金が所得制限により受けられない世帯に対して、授業料の免除を行います。

対象世帯	所得制限により就学支援金を受けられない世帯
支援内容	授業料が無料になります。
申請方法	必要書類の提出
備考	<ul style="list-style-type: none">・ 該当する方に対しては、東京都の減免制度により授業料の免除を行います。保護者が直接お金を受け取るものではありません。・ 授業料免除を受けるためには、まずは就学支援金の申請を行う必要があります。就学支援金の申請を行わない方は、授業料免除を受けることはできません。

詳しくは、「都立高校等における授業料免除制度（授業料実質無償化）の申請手続について」のリーフレットをご確認ください。

※ 都立高校等の授業料額

授業料額（年額）			
全日制	定時制	定時制（単位制）	通信制
118,800円	32,400円	1単位につき 1,740円	1単位につき 336円

授業料以外の経費に対する支援制度

都の制度

給付型奨学金

一定の所得要件等を満たす世帯に対して、学校の教育活動に参加するために必要な経費を補助する制度です。

対象世帯	①生活保護受給世帯 及び 区市町村民税と都道府県民税の所得割が非課税の世帯 (年収約270万円未満の世帯) ②区市町村民税と都道府県民税の所得割の合算が85,500円未満の世帯 (年収約270万円～350万円未満の世帯)
支援内容	各学校が指定する経費について、認定額の範囲で東京都が保護者に代わり支払います。
申請方法	オンライン申請 + 必要書類の提出
備考	・ 認定額は認定された世帯区分により異なります(上記①: 5万円 上記②: 3万円)。 ・ 保護者が直接お金を受け取るものではありません。

詳しくは、「令和7年度東京都立高等学校等給付型奨学金制度のご案内」のリーフレットをご確認ください。

国の制度

奨学のための給付金

一定の所得要件等を満たす世帯に対して、通学に必要な経費を補助する制度です。

対象世帯	生活保護受給世帯 及び 区市町村民税と都道府県民税の所得割が非課税の世帯 (年収約270万円未満の世帯)
支援内容	授業料以外の教育に必要な経費(教科書費、教材費、学用品費、教科外活動費等の経費)を支給します。
申請方法	オンライン申請 + 必要書類の提出
備考	・ 支給額は認定された世帯区分により異なります(下表のとおり)。 ・ 保護者の指定する口座に認定額を振り込みます。

支給額	年額	
	全日制/定時制	通信制
生活保護(生業扶助)受給世帯	32,300円	32,300円
非課税世帯(第1子)	131,500円	50,500円
非課税世帯(第2子以降)	143,700円	

詳しくは、「令和7年度東京都国公立高等学校等「奨学のための給付金」制度の御案内」のリーフレットをご確認ください。

※ 対象年収は目安であり、世帯構成員等により変動します。

※ 申請書類の配布や手続は、入学された都立高等学校等で行います。

※ 所得要件の確認のため、マイナンバーカードの写し等をご提出いただきます。

※ 東京都教育委員会ホームページでは、その他就学を支援する事業を紹介しています。

(https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/admission/tuition/tuition/enrollment_support.html)

東京都教育委員会HP

